吸収合併に係る事後開示書類

令和８年１０月１日

愛知県清須市西堀江２２８８番地
アイカ工業株式会社
代表取締役　社長執行役員
海老原　健治

当社（以下、「吸収合併存続会社」といいます。）及び崇広サービス株式会社（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、両社間で締結した令和８年７月２日付の吸収合併契約に基づき、令和８年１０月１日を効力発生日として、吸収合併いたしました。会社法第８０１条第１項及び会社法施行規則第２００条の規定に基づき、開示すべき事項は下記のとおりです。

記

１．本件吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第２００条第１項）

令和８年１０月１日

２．吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第２００条第２号）

（１）会社法第７８４条の２の規定による請求に係る手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（２）会社法第７８５条の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（３）会社法第７８７条の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

（４）会社法第７８９条の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、会社法第７８９条第２項及び第３項の規定に基づき、債権者に対し、令和８年８月７日の官報及び同日付の電子公告において、本件吸収合併に対する異議申述に関する公告及び催告を行いましたが、異議申述期間内に本件吸収合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第２００条第３号）

（１）会社法第７９６条の２の規定による請求に係る手続の経過

本件吸収合併は、会社法第７９６条第２項に基づく簡易合併であるため、該当事項

はありません。

（２）会社法第７９７条の規定による手続の経過

当社は、会社法第７９７条第３項及び第４項に基づき、令和８年８月７日付の電子公告により、本件吸収合併に係る公告を行いましたが、会社法第７９６条第３項に定める数の株式を保有する株主からの反対通知はありませんでした。なお、本件吸収合併は、会社法第７９６条第２項に基づく簡易合併であるため、会社法第７９７条第１項に基づく反対株主からの株式買取請求につき、該当事項はありません。

（３）会社法第７９９条の規定による手続の経過

当社は、会社法第７９９条第２項及び第３項の規定に基づき、債権者に対し、令和８年８月７日の官報及び同日付の電子公告において、本件吸収合併に対する異議申述に関する公告及び催告を行いましたが、異議申述期間内に本件吸収合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第２００条第４号）

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社からその資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

５．会社法第７８２条第１項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第２００条第５号）

別紙のとおりです。

６．会社法第９２１条の変更の登記をした日（会社法施行規則第２００条第６号）

令和８年１０月１日

７．前各号に掲げるもののほか、本件吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第２００条第７号）

該当事項はありません。

以上

【別紙】

吸収合併に係る事前開示書類

令和８年７月２日
兵庫県丹波市柏原町
下小倉２０９９番地１
崇広サービス株式会社
代表取締役社長
池田　和久

崇広サービス株式会社（以下「当社」といいます。）は、アイカ工業株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社として、令和８年１０月１日を効力発生日とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、会社法第７８２条第１項及び会社法施行規則第１８２条に基づき、下記のとおり本件吸収合併に関する事前開示をいたします。

記

１．吸収合併契約の内容

別紙１のとおりです。

２．合併対価の定めの相当性に関する事項

本件吸収合併に際して、当社の株主に対する株式その他の金銭等の交付は行いません。アイカ工業株式会社が当社の発行済株式の全部を所有していることから、この取扱いは相当であると判断しています。また、共通支配下関係にない当社の株主は存在しないため、その利益を害さないように留意すべき事項はありません。

３．新株予約権の定めの相当性に関する事項

吸収合併消滅会社である当社は、新株予約権を発行していません。

４．吸収合併消滅会社及び吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

吸収合併消滅会社である当社の最終事業年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）に係る計算書類等は、以下のとおりです。

第 21 期決算公告　令和８年６月24日

兵庫県丹波市柏原町下小倉2099番地１

崇広サービス株式会社

代表取締役　池田　和久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	37,429
	固定資産	1,274
	合計	38,703
負債及び純資産の部	流動負債	16,882
	固定負債	2,359
	株主資本	19,462
	資本金	10,000
	利益剰余金	9,462
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	6,962
	（うち当期純損失）	(731)
	合計	38,703

吸収合併存続会社であるアイカ工業株式会社の最終事業年度（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）に係る財務諸表等は、令和８年６月１９日提出の第１２６期有価証券報告書に記載されています。同報告書は、以下のリンク先に掲載されています。

https://www.aica.co.jp/company/ir/files/pdf/securities_term_126.pdf

５．最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

吸収合併消滅会社である当社において、最終事業年度の末日である令和８年３月３１日後、本書作成日までの間に、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

吸収合併存続会社であるアイカ工業株式会社は、令和８年６月１７日付けでStylam Industries Limitedの株式を追加取得し、同社を連結子会社化しました。これにより、同社に対する議決権比率は２７．１％から４０．０％となりました。追加取得した株式の対価は６，５６４百万円です。詳細は、第４項に記載の有価証券報告書１２３～１２４頁「重要な後発事象」のとおりです。

６．債務の履行の見込みに関する事項

本件吸収合併の効力発生日までに生じる吸収合併存続会社及び当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件吸収合併の効力発生日以降も吸収合併存続会社であるアイカ工業株式会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。よって、本件吸収合併の効力発生日以後のアイカ工業株式会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

７．備置開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に上記各事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

【別紙１】

吸収合併契約書

アイカ工業株式会社（以下、「甲」という。）と崇広サービス株式会社（以下、「乙」という。）とは、両会社の合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の方式）

第１条　甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。

②　甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）

商号　アイカ工業株式会社

住所　愛知県清須市西堀江２２８８番地

乙（吸収合併消滅会社）

商号　崇広サービス株式会社

住所　兵庫県丹波市柏原町下小倉２０９９番地１

③　甲は、会社法第７９６条第２項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

④　乙は、会社法第７８４条第１項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

（効力発生日）

第２条　合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、令和８年１０月１日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（株式等の割当て）

第３条　甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

（資本金及び準備金の額）

第４条　甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

（権利義務の承継）

第５条　乙は、令和８年３月３１日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。

②　乙は、令和８年４月１日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

（善管注意義務）

第６条　甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意義務をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

（従業員の引継ぎ）

第７条　甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。

②　乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については、甲乙協議の上決定する。

（合併条件の変更等）

第８条　本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

（合併契約の効力）

第９条　本契約は、甲及び乙の適法な機関決定による承認を得られなかったときは、その効力を失う。

（規定外条項）

第10条　本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書１通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有し、乙はその写しを保有する。

令和８年７月２日

（甲）　アイカ工業株式会社
代表取締役　社長執行役員
海　老　原　健　治



（乙）　崇広サービス株式会社
代表取締役社長　池　田　和　久

